

ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岸和田市下水道条例施行規程（平成 18 年上下水道管理規程第 1 号）（以下「下水道規程」という。）第 5 条第 4 号ただし書きの規定に基づくディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置、性能の基準及び維持管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、岸和田市下水道条例（昭和 43 年条例第 38 号）及び下水道規程で使用する用語の例による。

(性能の基準)

第3条 下水道規程第 5 条第 4 号ただし書きの管理者が別に定める性能基準は、社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）平成 25 年 3 月（以下「性能基準(案)」という。）とする。

2 システムを設置する工事は、岸和田市指定排水設備工事業者でなければならない。

(適合の文書)

第4条 下水道規程第 4 条第 3 項第 5 号オの文書の写しは、排水設備等規格適合評価業務規程（平成 25 年 2 月 1 日公益社団法人日本下水道協会制定）第 21 条に規定する規格適合評価書の写し及び排水設備等認証品質規程（平成 25 年 9 月 1 日公益社団法人日本下水道協会制定）第 30 条に規定する認証書の写しとする。

(認証マークの表示)

第5条 性能基準（案）による、規格適合評価及び製品認証を受けたシステムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。

(維持管理に関する要請)

第6条 管理者は、申請者又は使用者に対し、次の事項について遵守することを求めるものとする。

- (1) 適切な維持管理を行うこと。
- (2) 専門の維持管理業者と締結し、定期的な保守点検を実施すること。
- (3) システムを設置した建築物を譲渡又は貸し付けるときは、当該譲渡等を受けた新しい使用者に対し、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継すること。
- (4) 維持管理業者が実施する保守点検に関する記録、その他維持管理に関する資料を 3 年間保存すること。
- (5) 排水処理装置が生物処理タイプの場合、公共下水道への放流水について、水質 3 項目（生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）を毎年 1 回以上実施し、また当該計量証明書を 3 年間保存すること。
- (6) システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。
- (7) システムの維持管理体制に変更がある場合又はシステムを廃止する場合、事前に書面で提出すること。
- (8) 発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき処理すること。

2 システムの適切な維持管理を確認するため、必要があると認めるときは、維持管理に関する資料の提出及び立ち入り検査等の措置を講ずるものとする。

(販売に対する要請)

第7条 管理者は、システム製造又は販売する者に対し、次の事項について求めるものとする

- (1) 使用者に対し、当該システムの維持管理については維持管理業者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(2) 使用者に対し、管理者が行うシステムの維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(立入検査等)

第8条 管理者は、公共下水道保全のためシステムの維持管理等確認する必要があると認められる場合、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第13条の規定に基づき排水設備等の立入検査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、システムの設置及び維持管理について、必要な事項は、性能基準(案)の趣旨にのっとり実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。